

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では平成10年に自殺者数が3万人を超え、それ以降も高い水準で推移し、大きな社会問題となっています。

平成18年10月、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図るために、自殺対策基本法が施行されました。

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定され、その下で自殺対策を総合的に推進してきましたが、平成24年8月に見直しされました。

この大綱では、「自殺は、多くが追い込まれた末の死である」「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」ということが、基本認識となっています。国、地方、関係団体や企業のそれぞれの役割を示すとともに、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及すること、若年者への取り組みの重要性や関連する分野のネットワークとの連携体制の確立等の効果的な対策を取り組むことを明確にしています。

自殺対策の数値目標は改正前と変更なく「2016年までに自殺死亡率を20%以上減少させること」を、掲げています。

村上市においても、年間20人前後が自殺により尊い命を失っており、平成24年の人口10万人対の死亡率は40.53と新潟県、全国を上回っています。(厚生労働省「人口動態統計」より)新潟県は全国の中でもワースト上位であり、村上市の状況は深刻と言えます。

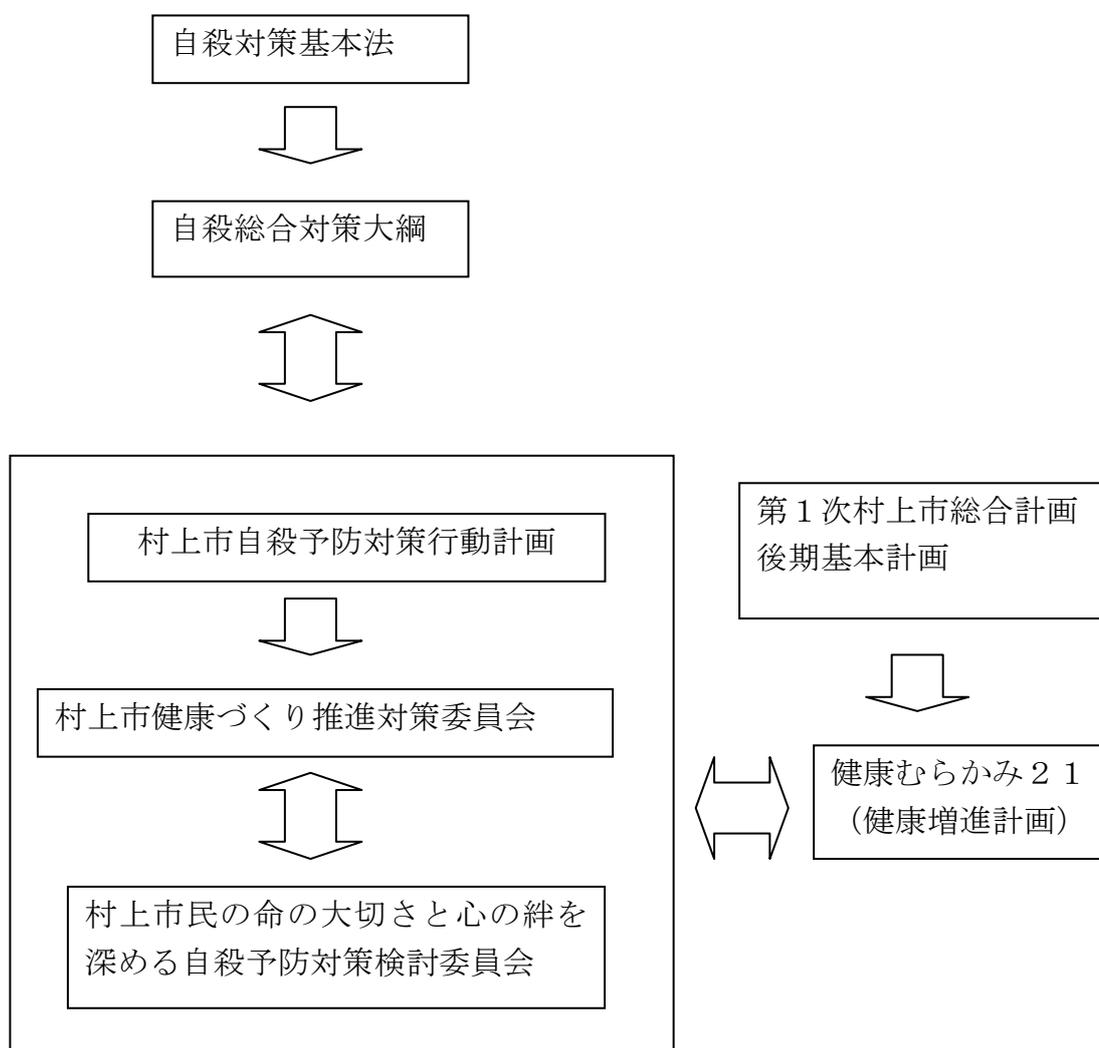
以上の状況から、本市では平成24年11月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例化に向けての取り組み指針」を策定し、自殺予防の取り組みを進めることとしました。

また、平成25年度には「村上市自殺予防対策庁内検討委員会」を立ち上げ、市の自殺予防対策の現状と課題の整理、庁内における今後の取り組みの検討を行うとともに、職員や市民の啓発普及のための講演等を開催しました。

今年度、6月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」が制定されました。条例制定に伴い、自殺対策を総合的に推進するための具体的な行動を定めた「村上市自殺予防対策行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第4条（地方公共団体の責務）の規定に基づき、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例を設置し、「村上市自殺予防対策行動計画」を策定するものです。
- (2) 本計画は、市の最上位計画である「村上市総合計画」を基とし、健康増進計画「健康むらかみ21」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間とします。

4 計画の推進体制

- (1) 平成 26 年度に設置された「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」(以下、自殺対策検討委員会)を構成する各機関、団体が中心となって、各々の役割を果たすと同時に、相互に緊密な連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 村上市健康づくり推進対策委員会」で施策の推進を図ります。また、自殺予防対策委員会において、計画の進捗管理を行い、着実な推進を図ります。
- (3) 国・県の方針や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします。

5 計画の数値目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、「基準年である平成 17 年の自殺死亡率を平成 28 年までに、20%以上減少させること」を目標にしています。

本市では、平成 34 年までに自殺死亡率を 20 以下を目標とします。

項目		平成 17 年	平成 24 年	平成 28 年	平成 31 年	平成 34 年
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	国	24.20	27.78	19.4	—	—
	村上市 (自殺者数)	41.00 (29 人)	40.53 (27 人)	28.8 (19 人)	22.0 (15 人)	20.0 以下 (13 人)

自殺死亡率とは

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口 (10 月 1 日現在)}} \times 100,000 \text{ 人}$$